

感染症予防のため、こまめな手洗い、咳エチケット、バランス良い食事と睡眠をこころがけましょう。

みなみ8

スマホなどでも紙面をご覧になれます



確認しよう!
災害に応じた
避難行動

避難とは、「難」を「避」けること。
まずは自宅が安全か確認しましょう。

安全な場所にいる人まで、避難場所に行く必要はありません。

地震 風水害

地震

- 家屋が倒壊したとき
- 余震で家屋が倒壊する危険があるとき
- 火災の危険があるとき

※危険を感じるときは、避難行動を。

避難行動
開始の目安

風水害

- お住まいの区域に避難情報が発令されたとき

避難情報の種類

- 避難準備・高齢者等避難開始…… **レベル3**
- 避難勧告、避難指示(緊急)……… **レベル4**

(土砂災害警戒情報(※1)など)

避難行動(例)

- 一時的に身の安全を確保するために
→ 自治会町内会で定めた「いつき避難場所」(近くの公園・広場)など広い場所へ避難
- 大規模な火災から身の安全を守るために
→ 「広域避難場所(清水ヶ丘公園一帯など)」へ避難
- **自宅が被災し生活ができない場合**
→ 親戚や知人宅、**地域防災拠点**へ避難

地域防災拠点(指定避難所)
南区内の市立小中学校(25か所)
※市内1か所でも、震度5強以上の地震を観測したときに開設します。
※開設・運営は地域防災拠点運営委員会によって行われます。

▲南区防災マップ
地域防災拠点や広域避難場所を確認できます。

避難行動(例)

- 頑丈な建物の2階以上へ避難
- 崖や河川から離れた安全な場所へ避難
- 土砂災害警戒区域および浸水想定区域外の親戚や知人宅などへ避難
- 区役所が開設する**避難場所**へ避難

指定緊急避難場所
地震とは異なり、災害の状況に応じて区役所が開設します。
横浜市ホームページやテレビなどで開設状況を確認しましょう。

【土砂災害警戒情報(※1)が発表された場合】
区内であらかじめ指定した14か所の区域(※2)に対して、避難勧告を発令します。その際、対象区域にお住まいの人(ポスティングなどにより、事前にお知らせしています。)が**一時的に身の安全を守る場**として、下記4か所の避難場所を開設します。

- 清水ヶ丘地域ケアプラザ
- 六ツ川一丁目コミュニティハウス
- 永田地区センター
- 睦コミュニティハウス

※1 命に危険を及ぼす土砂災害がいつ起きてもおかしくない状況になったときに、都道府県と気象庁が共同で発表します。
※2 対象区域は横浜市ホームページ・南区防災マップなどで確認できます。

対象区域一覧(横浜市ホームページ)▲

避難所・避難場所における新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止へのご協力について

台風や大地震の際の避難所・避難場所では「密閉・密集・密接」の3条件がそろいやすく、感染爆発が懸念されます。
災害から自身の身を守ることを最優先に考え、新型コロナウイルスなどの感染症のリスクを減らすために、**避難先でのマスクの着用、手洗い、咳エチケットの徹底にご協力をお願いします。**また、**自宅が安全が確保できる場合は在宅避難に努めてください。**

事前の備え

- 区役所や地域が開設する避難所・避難場所だけでなく、親戚や知人宅への避難もあらかじめ検討してください。
- 避難場所に避難する際に持参する非常持出品に、マスク、体温計なども含めてください。

注意

- 雨風が強まってからの避難は大変危険です。早めの避難を心掛けましょう。
- 屋外への避難が困難な場合は、自宅の2階や、崖から離れた部屋で安全を確保しましょう。

避難所 災害によって住めなくなってしまった場合などに、避難生活を送る場所(指定避難所)
避難場所 切迫した災害の危険から逃れるための場所(指定緊急避難場所)

閩防災担当 ☎ 341-1225 ㊟ 241-1151

【南区役所】 〒232-0024 浦舟町2-33 受付時間:8時45分~17時 月~金曜日(休日、祝日、年末年始を除く)
☎ 341-1212(代表) ※昼の時間帯はお待たせする時間が長くなる場合がありますので、詳しくは職員にお尋ねください
第2・4土曜日(9時~12時開庁)は、戸籍課・保険年金課・子ども家庭支援課の一部業務を行っています

南区のいま (2020年7月1日現在) 区の人口 >>> 196,083人 世帯数 >>> 101,063世帯
人口の詳細は右記へ

編集・発行 南区役所広報相談係 ☎ 341-1112 ㊟ 341-1241 ✉ mn-kouhou@city.yokohama.jp